



防火訪問について



近年、住宅火災による死者のうち、高齢者の割合が高くなっています。また、死者が発生した住宅火災では住宅用火災警報器が設置されていないケースがあります。

消防局では、火災による高齢者被害を低減させるため、平成30年度から市内全域の住宅を対象に防火訪問を実施しています。

《令和7年度の防火訪問対象》

令和6年度をもって浦和区内全ての防火訪問が終了します。

令和7年度は、平成30年度から令和6年度までの防火訪問実施宅のうち、不在住宅と住宅火災警報器未設置住宅を中心に防火訪問を実施します。

《防火訪問の実施方法》

庭先、玄関先、インターホンなどで口頭により実施しますので家の中に入ることはありません。

住宅用火災警報器の設置状況の確認や、すでに設置されている場合には、今後の維持管理などについて御説明します。

また、防火パンフレットを配布させていただきます。

《防火訪問する職員》

浦和消防署職員が訪問いたします。腕章を着用し、身分証明証を携帯しています。

《不在の場合》

不在の場合には、訪問したことをお知らせするチラシをポスティングいたします。このチラシに記載された浦和消防署へ御連絡いただくと、電話で防火訪問が実施できます。

《防火訪問時期及び地域》

令和7年度 上半期

上木崎・領家・皇山町・駒場

令和7年度 下半期

東高砂町・東仲町・前地・本太・東岸町・瀬ヶ崎

を訪問させていただきます。

火災による被害を軽減するため、皆様のご理解とご協力をお願いいたします!!

【本件に関するお問合せ】

さいたま市浦和消防署 管理指導課 予防査察係

電 話 048-833-7284 FAX 048-833-1233

